

# 古物商許可 欠格事由セルフチェックリスト

～ 許可取得の第一歩！まずはご自身でチェックしてみましょう～

以下の項目にすべてチェック（ ）がつけば、許可を受けられる可能性が高いです。

## 1. お金や刑罰に関するチェック

破産していない（または、破産したあとに「復権」している）

「復権」とは、破産の手続きが終わり、法律上の制限がなくなった状態のことです。

重い刑罰（拘禁刑・懲役・禁錮など）を受けていない

刑が終わってから、または執行を受けることがなくなってから「5年以上」経っていればOKです。

特定の罪（ドロボー、ネコババ、盗品の売買など）で罰金を受けていない

「窃盗」「背任」「遺失物等横領」「盗品譲受け等」で罰金を払い、刑の執行が終わってから「5年以上」経っていればOKです。

## 2. 反社会勢力・不適切な営業に関するチェック

暴力団員、またはその関係者ではない

集团的・常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると疑われる理由がないことも含みます。

過去に「暴力団の力を借りる行為」などで警察から命令を受けていない

停止命令や指示を受けてから「3年以上」経っていればOKです。

過去に古物商の許可を取り消されたことがない

不正行為などで許可を取り消されてから「5年以上」経っていればOKです。

「処分逃れ」のために自主的に廃業・返納をしていない

取り消し処分が決まる前に返納し、その日から「5年以上」経っていればOKです。

## 3. 本人や法人の状況に関するチェック

仕事をする上で、心身に大きな支障がない

古物商の業務を適正に実施することができないような故障がない状態です。

住んでいる場所がはっきりしている

住民票の住所に実際に住んでいることが基本です。

成人している（18歳以上である）

未成年者ではないことを確認してください。

（法人の場合）役員全員が、上記の項目すべてに該当しない

### 【ご留意事項】

本リストは簡易チェックです。詳細は古物営業法等をご確認ください。

「こんな場合はどうなるの?」といった不安がある方や、管理者に選任されるか懸念がある方は、当事務所へご来所の上ご相談ください。

問題ない場合はチェックを入れて当事務所へお持ちください。

作成・お問い合わせ先 行政書士 e-LOOP 法務事務所  
所在地：神奈川県横浜市緑区鴨居4-1-9 明実ビル3F-A号  
電話：045-532-8622  
（作成日：2026年〔令和8年〕1月25日）